

## 卒業認定に関する方針

本校は、本校所定の全課程を修了したと認められたとき及び納付金を完納している場合に卒業認定会議にて審査の上、学則「課程修了の認定」に則り判断を行う。

### 学則第22条

各課程の修了の認定は、各学科を修業年限以上在学し、次の各号に定める単位数以上を修得した者について行う。

- (1) 美容科 67単位
- (2) トータルビューティー科 ネイル専攻 65単位
- (3) トータルビューティー科 メイク・ファッション専攻 63単位
- (4) トータルビューティー科国際ビューティーコース 37単位

### 学則第23条

本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。